

第26回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成29年7月27日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午前10時～午前11時38分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	河野朋子
委員	下瀬俊夫	委員	松尾数則

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	事務局次長	清水保
------	-----	-------	-----

【調査事項】

- 1 議員報酬・政務活動費の検討について
- 2 議会機能向上特別委員会決定事項の検証について
 - (1) 一般会計予算・決算の審査方法について
 - (2) 議長の任期中の再選出について
- 3 その他

【会議の概要】

- 1 議員報酬・政務活動費の検討について

主な協議内容

- これまでの議論において、議員報酬について若い人が出るためには今の報酬は低すぎるとか、報酬審があるのでそこに委ねるべきとか、いろいろ意見があったが、議員報酬や政務活動費について議員だけで検討するとお手盛りになってしまうので、第三者の意見を聞いて、議員報酬と政務活動費がどうあるべきかというところから検討してもらおうということで附属機関の設置ということになった。引き上げるために附属機関を設置するということではなく、議員報酬や政務活動費とはどういうものなのかということを経営者の目からも見てもらって、議会として検討

していこうという結論になっていた。

- 附属機関の必要性は一致したと思うが、附属機関を設置するに当たっての問題点を委員会として次に引き継ぐ必要はある。

結論

金額だけではなくて、議員報酬、政務活動費そのものについてどうあるべきかを検討するための附属機関を設置するという事で一致した。これについて次期の議会に申し送ることとした。

2 議会機能向上特別委員会決定事項の検証について

(1) 一般会計予算・決算の審査方法について

主な協議内容

- 政策形成サイクルを予算決算常任委員会によってきちんとしていこうという議論があつて立ち上げたが、一般会計予算決算常任委員会と予算を持たない他の常任委員会との間にそごが生じた。設置当初、予算を持たない委員会は所管事務調査を中心に政策形成の論議を深めるとしたが、うまくいっていない。この矛盾がだんだん拡大している。一般会計の予算を持つ常任委員会だけが突出し、他の3常任委員会の活動が活発でなくなったという意見もある。これをどのように修正したらいいか検討したらいい。
- 政策形成サイクルをきちんとする事と議案の分割付託についての疑義を解消するためという理由であつたが、実践したところ、これまでの常任委員会の役割と一般会計予算決算常任委員会の役割にかなり偏りが出た。一つの例として、給食センターの問題について所管の総務委員会でいろいろ審査したが、議決は予算委員会ということに随分矛盾を感じた。この状況は好ましくないので、各委員会の所管の部分の予算がきちんと審査できるような形に戻すべきだ。
- 今のままでいくとすれば、所管の委員会と連合審査をしないと、所管の委員会の審査が骨抜きで力が入らない。方法論としては、全員が関わるか、今のようにして、その都度、連合審査をするという方法の検討も必要ではないか。
- 実際に連合審査はしたが、うまくいかなかった。これまでの4年間で振り返って見たら、この形はどうなのかという議論で進めたほうがいい。

- この制度はいい制度で所管事務調査もしっかりできると思っていたが、なかなかその方向に行かないし、連合審査をしても最終的には全て予算決算常任委員会が握っている以上、なかなか審査が深まらない。もう少し審議が深まるような方向に持って行くべきではないか。
- 担当委員会で予算に関わるものは審査できない状況で、それについてどうしたらいいかという思いはある。
- 予算全体を一つの委員会で通して見ることができ、決算が次年度の予算にどのように反映されているか、そういうつながりをトータルで見られたことがメリットだ。また、全体を見渡しての附帯決議がまとめられたこともメリットだ。ただ、それを超えるデメリットとして、その委員会以外の議員はそういった実感を持たず、委員会の役割が偏ってしまった。議会全体からすると偏りがあってはいけないので、所管の委員会が予算も扱うとやり方のほうが良い。
- 一年を通して予算、決算が扱える委員会は、予算の流れが分かるので、こういう仕組みは良かった。議長を除く全員が参加して分科会方式にした場合、歳入全体と総務部に関することは総務委員会、民福は民福の部分だけと一部分だけになってしまう。ただ、付託される委員会に全員が参加するので本会議は何も言えないから本会議が形骸化する。そういうことをクリアしなければいけない。
- 例えば27年度に決算に携わった者は28年度の予算に当たる、28年度の予算に携わった者は翌年28年度に決算に当たるという、半分半分でローテーションする。そういう形も一つの方法としてある。
- 予算全体は全体の委員会でやるが、専門的に自分の所管の部分の審議が中心になってしまうということがあるので、この辺をどう改善するか。全体会を本会議場でするという手はある。
- 産建の委員会がデマンド交通を所管事務でしており、予算がなくても、政策立案につながっていく議論はできている。しかし、予算がないことによるデメリットがある。特に一般会計予算決算委員会に関わっていない議員の中に疎外感があるのが最大の問題だ。
- 4年前の機能向上特別委員会で議論したときには、委員会中継が今のように進んでいなかった。それで本会議場で全体会議をすると質疑もできなくて何をやっているか市民に見えないということもあり、そのやり方はどうかということもあった。今は委員会は全部中継されており、本会議場で委員会の全体会を開催すれば中継できるので、市民

に見てもらえる整備ができた。4年前からかなり状況が進んでいるので、全体で予算委員会を形成し、総務、民福、産建の分科会方式にして、委員会を本会議場で開催して中継する。そこで質疑をきちんとする。本会議では形式的になるが、問題はほとんどクリアできるので、そういう方法を提案したい。

- 分科会を設けるということだが、分科会を設けても今の弊害は解決できると思わない。産建の内容を総務が理解するとか、民福が理解するとかまでにはいかない。分科会ではなく21名全員で運営する手段もあるのではないか。基本的には本会議形式のようになる。
- 議員定数を議論したときに議論できる適正な人数は6人から9人だった。それを踏まえると21人全員で議論して、まとめていくということは現実的に難しいと思う。
- 本会議で質疑できるのは3回までで、その理由は全員がやり出したらきりがなくなるから。委員会審査で3回までとしたら、議論は深まらない。21人が全員参加の委員会は、委員会運営が非常に難しい。
- 弊害があるにしても、分科会でしたほうが審議は深まる。ただ、所管の委員会の部分しか予算が審議できないということがあるから、全体会議をどうするか工夫が要る。全員が予算審査に関わっていける仕組みがあれば分科会方式だっていい。
- 最大のデメリットは、一部の議員でしか議論できなかったということで、更に議論していくうちに議長を除く全員で議論をすべきだという中で、21人全部でするわけにはいかないので、常任委員会ごとの分科会方式でとなった。
- 常任委員会の分科会方式にして、ずっと継続してやっていくことによって、きちんと個別の事業評価を専門的に所管の委員会がやっていけるので、事業評価とか次に反映とか提案とかというところでは、やりやすい。
- 分科会でしっかり個別のことは審査するにしても、全体会で全体を見渡せるような審議を委員長が委員会運営できるかが肝になる。全体会で時間を取るところに重きを置く必要がある。
- 新しい提案として、全体会でしっかり全体の議論をしていくと同時に各分科会の議論の中に委員外議員、他の分科会の委員が出て、意見が言えるような場が必要と思う。それは全体の予算の審議にいろんな議員が関わっていくということで、所管の部分だけではなく、他の所

管の議員も審議にできるだけ参加できる仕組みが取れば良い。

結論

今回の意見を踏まえ、会派で検討し、9月議会の中で結論を出すこととした。

(2) 議長の任期中の再選出について

主な協議内容

- これまでの申合せによって2年としていたものを首長との関係で4年という自治法どおりにしたが、これを変えるとするときちんとした理論付けがない限りはすべきでない。これを後退させる理由はない。
- 議長が議会改革で全国の先進になっていくんだという思いがあったから、議会改革が進んでいったと思う。これが途中で議長が変わってもう知らないと言い出したら話にならない。そういう点での議長のリーダーシップは必要だ。それが自治法どおりということで、県下でも初めてで、その結果が4年で終わりとなってしまったら目が当てられない。

結論

引き続き議長任期は4年ということとした。

3 その他

(1) その他

次期の議会に対し、政策形成サイクルの取組、全員協議会の公開、議会図書室の活用について、検討するよう申し送ってほしい。

(2) 次回委員会の開催日

次回の委員会は、8月5日日本会議終了後から開催することとした。